

○企業局所管施設保守管理業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取扱いについて

平成 23 年 2 月 16 日 企総第 552 号

改正 平成 26 年 2 月 5 日 企総第 524 号

各発電管理事務所所管の発電施設保守管理業務及び各工業用水道管理事務所所管の工業用水道施設保守管理業務の委託契約（以下「施設保守管理業務の委託契約」という。）に係る北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。北海道企業局財務規程で一般会計の例によることとされ準用する北海道財務規則をいう。以下「財務規則」という。）第 155 条に規定する最低価格の入札者を落札者とし不在の場合（以下「低入札価格調査制度」という。）及び第 156 条に規定する最低制限価格を設ける契約（以下「最低制限価格制度」という。）の事務手続については、別に定めのあるものを除くほか、次のとおり取り扱うこととし、平成 23 年 3 月 1 日以後に一般競争入札又は指名競争入札をする契約から適用する。

1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びいわゆるダンピング受注の防止を図るため、企業局が発注する施設保守管理業務の委託契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続を定める。

2 対象となる契約

施設保守管理業務の委託契約において競争入札を行おうとするときは、原則として最低制限価格制度を適用して行うものとする。ただし、支出負担行為担当者等が必要であると認められた場合は、低入札価格調査制度を適用することができるものとする。

3 低入札価格調査制度

(1) 低入札価格調査の基準

財務規則第 155 条第 1 項及び同運用方針（昭和 45 年 4 月 1 日付け局総第 230 号総務部長、副出納長通達「北海道財務規則の運用について（依命通達）」。以下「運用方針」という。）第 155 条関係の規定により定める基準は、次の①についてはアからウまでに定める額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とし、②については一の契約の中に二以上の業務が含まれるもので、業務の種類ごとに a（アからウまでに定める額の合計額）又は b（ア及びイに定める額の合計額）により算出した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、当該価格が予定価格の 10 分の 9 を超える場合は予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、当該価格が予定価格の 10 分の 7 に満たない場合は予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

① 発電施設保守管理業務

- ア 直接費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- イ 諸経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ウ ア又はイ以外の経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

② 工業用水道施設保守管理業務

a 施設管理業務

- ア 直接業務費、直接経費及び技術経費の額の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- イ 諸経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ウ ア又はイ以外の経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

b 上記 a 以外の維持業務等

- ア 直接費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

イ ア以外の経費の額に10分の7を乗じて得た額

(2) 基準価格の設定

支出負担行為担当者等は、発注しようとする契約ごとに、(1)の基準により算出した低入札調査の基準価格を設定するものとする。

(3) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者等は、低入札価格調査の基準価格(以下「基準価格」という。)を設定したときは、別記第1号様式を標準とする当該基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(4) 入札参加者への周知

支出負担行為担当者等は、基準価格を設定したときは、入札公告文又は指名通知書等に基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行等の際に次のことを説明するものとする。

ア 基準価格を設定していること。

イ 基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

ウ 基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

エ 基準価格に満たない入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

(5) 入札の執行

入札の執行者は、入札の結果、基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(6) 調査の実施

ア 支出負担行為担当者等は、基準価格に満たない価格で入札を行った者について、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するものとする。

イ 支出負担行為担当者等は、調査を行う場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

(ア) 当該委託業務を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項

(イ) (ア)の適否

(ロ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(ハ) 当該入札者の経営状態

(ニ) その他必要な事項

ウ 支出負担行為担当者等は、調査の結果に基づき契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制の組織である企業局低入札価格審議委員会により十分な審議を行うものとする。

(7) 調査後の措置

ア 支出負担行為担当者等は、調査の結果、基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「最低価格の入札者」という。)の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、当該最低価格の入札者を落札者として決定するものとする。

イ 支出負担行為担当者等は、調査の結果、最低価格の入札者(基準価格に満たない価格で入札を行った他の者を含む。以下同じ。)の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。

ウ 支出負担行為担当者等は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第2号様式により落札結果を通知するものとする。

4 最低制限価格制度

(1) 最低制限価格の設定の基準

財務規則第 156 条第 1 項及び運用方針第 156 条関係の規定により定める基準は、次の①についてはアからウまでに定める額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額であり、②については一の契約の中に二以上の業務が含まれるもので、業務の種類ごとに a（アからウまでに定める額の合計額）又は b（ア及びイに定める額の合計額）により算出した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、当該価格が予定価格の 10 分の 9 を超える場合は予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額とし、当該価格が予定価格の 10 分の 7 に満たない場合は予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

① 発電施設保守管理業務

- ア 直接費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- イ 諸経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ウ ア又はイ以外の経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

② 工業用水道施設保守管理業務

a 施設管理業務

- ア 直接業務費、直接経費及び技術経費の額の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- イ 諸経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額
- ウ ア又はイ以外の経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

b 上記 a 以外の維持業務等

- ア 直接費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- イ ア以外の経費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 最低制限価格の設定

- ア 支出負担行為担当者等は、発注しようとする契約ごとに(1)の基準により算出した最低制限価格を設定するものとする。
- イ 支出負担行為担当者等は、特に(1)の基準によりがたいと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、事前に決定書を作成し、企業局長の決定を得るものとする。

(3) 予定価格調書の作成

支出負担行為担当者等は、最低制限価格を設定したときは、別記第 1 号様式を標準とする当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(4) 入札参加者への周知

支出負担行為担当者等は、最低制限価格を設定したときは、入札公告文又は指名通知書等に、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行等の際に次のことを説明するものとする。

- ア 最低制限価格を設定していること。
- イ 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(5) 落札者の決定

支出負担行為担当者等は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

5 その他

支出負担行為担当者等は、基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。